

## 令和4年度 北陸農政局発注者綱紀保持委員会定例会議議事概要

日 時 令和5年3月6日（月） 15時30分～15時50分

場 所 北陸農政局 第1・第2会議室

出席者 委 員 長：北陸農政局長

委員（幹事）：総務管理官、総務課長、会計課長、事業経理官、  
農村振興部設計課長

委 員：企画調整室長、消費・安全部消費生活課長、  
生産部生産振興課長、経営・事業支援部担い手育成課長、  
農村振興部農村計画課長、統計部調整課長

### 概 要

- 1 農林水産省発注者綱紀保持規程の規定に反するとして、また、第三者からの不当な働き掛けを受けたとして報告のあった事案について  
該当なし
- 2 令和4年度発注者綱紀保持対策等の実施結果の報告（資料1）
- 3 令和5年度発注者綱紀保持対策等の実施方針の決定（資料2）

以 上

## 令和4年度 発注者綱紀保持対策等の実施結果について

## (1) 職員に対する発注者綱紀保持講習等の開催状況

番号	会議名	開催日	受講対象者	参加人数 [人]	周知内容等
1	入札談合等関与行為防止法(官製談合防止法)等オンライン研修会	R4. 6. 16	石川県・富山県に所在する発注機関の担当者等	27	・公正取引委員会講師による「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」の講習 (公正取引委員会事務局中部事務所主催)
2	令和4年度管内事業所等用地・管理担当課長等会議	R4. 6. 28	管内事業(務)所の用地課長、管理課長、庶務課長、用地調整官、管理調整官及び局農村振興部用地課職員等	29	・農林水産省発注者綱紀保持規程等の内容を具体的に説明
3	令和4年度初任技術研修(基礎)	R4. 9. 16	北陸、東海及び近畿農政局の職員で、入省初年度の一般採用の農業土木系職員	13	・入札談合等関与行為防止法に係る研修動画(公正取引委員会制作)視聴 ・農林水産省発注者綱紀保持規程等の内容を発注者綱紀保持マニュアル【ポケット版】にて説明
4	令和4年度発注者綱紀保持規程等に関する講習会	R4. 10. 11	本局、県拠点及び事業(務)所の管理監督者、発注担当職員並びに受講希望者等	184	・公正取引委員会派遣講師による入札談合等関与行為防止法に関する講習 ・農林水産省発注者綱紀保持規程等の内容を具体的に説明
5	令和4年度管内機関経理事務担当者会議	R4. 11. 21	管内事業(務)所の経理担当係長等、各県拠点の経理担当官等、局内各部(室)の調整担当係長及び局会計課職員等	66	・農林水産省発注者綱紀保持規程等の内容を具体的に説明
6	情報漏洩・入札談合等の防止に向けたコンプライアンス研修	R5. 2. 22	農業農村整備事業に携わる発注担当職員(令和4年度に他部局等から本局又は事業(務)所に転入した者)等	46	・局内講師(農村振興部設計課長)による、発注者綱紀保持、官製談合等の防止、国家公務員倫理、再就職等規制及び情報管理の徹底についての説明
7	退職前研修	R4. 5. 25 ～R5. 3. 28	定年退職者(再任用職員となる者を除く。)、応募認定退職者、自己都合退職者及び再任用職員で任期満了により退職する職員	59	・発注者綱紀保持、独占禁止法及び官製談合防止法についての説明

※参加人数にはWeb受講者を含む。

## ・発注者綱紀保持対策eラーニング研修の実施

実施期間	修了者数/受講対象者数(人)	備考
令和4年11月14日(月)～12月23日(金)	998/999(修了率99.9%)	受講対象者:実施期間中に当局に在職する、休職者等を除く全職員

注:未修了者には、別途、研修用資料を配布

(2) 競争参加有資格者等への周知状況

① ホームページへの掲載

「事業者の皆様へ」と題し、発注者綱紀保持対策の概要を記載した文書を掲載（継続）

② 調達情報メールマガジンへの記載

発注者綱紀保持対策を実施している旨を、調達情報メールマガジンに記載（継続）

(3) その他、職員への周知状況

① 本局及び事業（務）所の発注担当窓口における掲示

発注者綱紀保持対策の概要を記載した文書を、各発注担当窓口の入り口に掲示（継続）

② 本局、事業（務）所及び県拠点の執務室内に職員の心構えを掲示（継続）

「私たちは、農林水産省発注者綱紀保持規程を遵守します。」

## 令和5年度 発注者綱紀保持対策等の実施方針について

発注者綱紀保持のための対策について、以下のとおり実施する。

## 1 目的

発注事務の適切な実施に関する理解を深め、関係法令の遵守及び綱紀の厳正な確保を図る。

## 2 職員を対象とする講習等の実施方針

## (1) 対象者

本局、県域拠点及び事業（務）所の管理監督者、発注担当職員

（ただし、発注担当職員以外の職員は発注者綱紀保持規程上、発注担当職員への不当な働き掛けを禁止されていることに鑑み、全職員に講習会開催案内等を周知し、参加を募集）

## (2) 講習会等の開催方針

- ①各種会議等における発注者綱紀保持講習の開催
- ②公正取引委員会派遣講師による入札談合等関与行為防止法に関する講習の開催
- ③退職前研修の実施

## 3 競争参加有資格者等への周知方針

## (1) 北陸農政局ホームページへの掲載

- ①発注者綱紀保持対策の概要を記載した「事業者の皆様へ」の掲載
- ②農林水産省発注者綱紀保持規程の掲載

## (2) 調達情報メールマガジンへの記載

発注者綱紀保持対策を実施している旨を、調達情報メールマガジンに記載

## 4 職員への周知方針

## ①本局及び事業（務）所の発注担当窓口における掲示

発注者綱紀保持規程に基づき、執務室への自由な出入りを制限していること等を記載した文書の掲示

## ②発注者綱紀保持マニュアル等を北陸農政局掲示板に掲載し、職員へ継続的に周知

## ③事業者との応接における職員の心構えの掲示

「私たちは、農林水産省発注者綱紀保持規程を遵守します。」を執務室内に掲示